

第108回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

山口県宇部市大字沖宇部5253番地
当社本店（宇部工場）

決議
事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

行使
期限

郵送及びインターネット等による議決権行使期限
2022年6月28日（火）午後5時30分まで

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会へのご出席を控えていただき、書面又はインターネット等によって議決権を行使していただくことをお願い申し上げます。
- ・株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

■ 第108回 定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
【添付書類】	
■ 事業報告	17
■ 連結計算書類	35
■ 計算書類	38
■ 監査報告書	41

セントラル硝子株式会社

証券コード 4044

(証券コード 4044)

2022年6月7日

株 主 各 位

山口県宇部市大字沖宇部5253番地

セントラル硝子株式会社

代表取締役社長執行役員 清 水 正

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止と株主の皆様の安全確保の観点から、**本総会へのご出席を控えていただき、書面又はインターネット等によって議決権を行使していただくことをお願い申しあげます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 山口県宇部市大字沖宇部5253番地 当社本店（宇部工場）

3. 目的事項

(報告事項)

1. 第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

(決議事項)

- | | |
|--------------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

〈当社ウェブサイト (<https://www.cgco.co.jp>) 〉

以上

・配当金のお支払について

当社は、2022年5月24日開催の取締役会におきまして、会社法第459条第1項及び当社定款第39条の規定に基づき、第108期事業年度の期末配当金を同年6月8日を支払開始日として、1株につき37円50銭と決議いたしました。これにより当期の年間配当金は、中間配当金37円50銭を含めまして、1株につき75円となります。

・自己株式の取得について

当社は、2022年5月11日開催の取締役会におきまして、会社法第459条第1項及び当社定款第39条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議いたしました。

(1)自己株式の取得を行う理由

株主様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために自己株式の取得を行うものです。

(2)取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類

普通株式

②取得し得る株式の総数

5,000,000株（上限とする）

③株式の取得価額の総額

100億円（上限とする）

④取得期間

2022年5月12日～2023年3月24日



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

同封
見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案及び第3号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

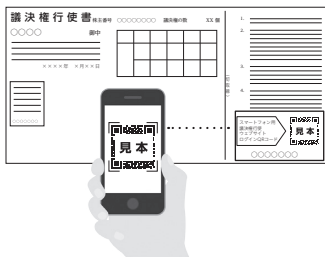
インターネット等により複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

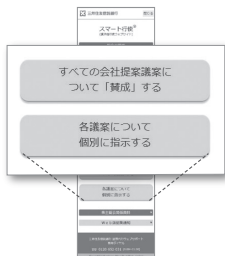
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



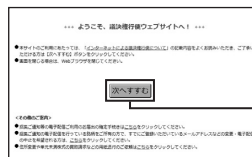
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

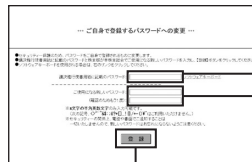
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで<u>に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 定款第15条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況			
1	しみず ただし 清水 正	代表取締役 社長執行役員	再任		
2	まえだ かずひこ 前田 一彦	代表取締役 専務執行役員 〔化成品営業部、医療化学品営業部、精密化学品営業部、電子材料営業部、エネルギー材料営業部、化成品事業企画部、安全保障貿易管理委員会 担当〕	再任		
3	みやうち とおる 宮内 徹	取締役 常務執行役員 〔経営管理室、経理部、情報システム部、独占禁止法遵守推進委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会、サステナビリティ委員会 担当〕	再任		
4	くめ たかし 久米 孝司	取締役 常務執行役員 〔化成品技術企画部、環境安全部、宇部工場、川崎工場、環境・安全推進委員会、サステナビリティ委員会 担当〕	再任		
5	いりさわ みのる 入澤 稔	取締役 常務執行役員 〔自動車機材部、硝子企画部、アグリ・バイオ事業推進室、硝子繊維部 担当〕	再任		
6	まきはた よしただ 巻 幡 良 忠	取締役 常務執行役員 〔人事部、キャリア・クリエーション・センター、購買部、硝子販売部、硝子企画部 担当〕	再任		
7	にしで てつお 西出 徹 雄	社外取締役	再任	社外	独立
8	こいぬま きみ 鯉沼 希 朱	社外取締役 〔重要な兼職の状況〕 弁護士 あさひ法律事務所 パートナー 森トラスト・ホテルリート投資法人 監督役員	再任	社外	独立
9	かわた まさや 河田 正 也	社外取締役 〔重要な兼職の状況〕 日清紡ホールディングス(株)取締役会長 明治ホールディングス(株)社外取締役	再任	社外	独立

再任：再任取締役候補者

社外：社外取締役候補者

独立：証券取引所届出独立役員

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
1	し みづ ただし 清 水 正 (1955年4月1日)	<p>1978年4月 当社入社 2005年10月 当社国際部長 2010年10月 当社人事部長 2011年6月 当社執行役員 人事部長 2012年6月 当社取締役 常務執行役員 人事部長 2013年6月 当社取締役 常務執行役員 2015年6月 当社代表取締役 専務執行役員 国際部長 2016年6月 当社代表取締役 専務執行役員 2017年6月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 2017年より代表取締役社長執行役員を務めており、当社グループの事業全般において幅広い見識を有するとともに、経営者として豊富な経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	25,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
2	まえ だ かず ひこ 前 田 一 彦 (1959年11月25日)	<p>1984年 4 月 当社入社 2006年 6 月 当社化成事業企画室長 2009年10月 当社化成事業企画部長 2012年10月 当社エネルギー材料営業部長 2014年 6 月 当社執行役員 エネルギー材料営業部長 2015年 6 月 当社取締役 常務執行役員 2021年 6 月 当社代表取締役 専務執行役員 (現任)</p> <p>【化成営業部、医療化学品営業部、精密化学品営業部、電子材料営業部、エネルギー材料営業部、化成事業企画部、安全保障貿易管理委員会 担当】</p> <p>【取締役候補者とした理由】 化成事業、殊にファインケミカル部門の研究・企画業務を主とした豊富な経験に加え、関連部門を含めた幅広い見識を有するとともに、2021年より代表取締役専務執行役員を務めており、経営者としての豊富な経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	5,100株
3	みや うち とおる 宮 内 徹 (1959年 6 月14日)	<p>1983年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社経理部長 2017年 6 月 当社執行役員 経営管理室長 2019年 6 月 当社取締役 常務執行役員 経営管理室長 2021年 4 月 当社取締役 常務執行役員 (現任)</p> <p>【経営管理室、経理部、情報システム部、独占禁止法遵守推進委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会、サステナビリティ委員会 担当】</p> <p>【取締役候補者とした理由】 管理部門を主とした豊富な経験に加え、経営管理全般において幅広い見識を有するとともに、2019年より取締役常務執行役員を務めており、経営者としての十分な経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	2,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	く め たか し 久米孝司 (1959年12月22日)	<p>1988年4月 当社入社 2009年10月 当社化学研究所長 2012年10月 当社化成事業企画部長 2015年6月 当社執行役員 化成事業企画部長 2016年2月 当社執行役員 セントラルガラスジャーマニー GmbH 代表取締役 2017年6月 当社執行役員 化成事業企画部長 2018年6月 当社執行役員 宇部工場長 2019年6月 当社取締役 常務執行役員(現任)</p> <p>[化成技術企画部、環境安全部、宇部工場、川崎工場、環境・安全推進委員会、サステナビリティ委員会 担当]</p> <p>【取締役候補者とした理由】 化成事業の研究・企画業務を主とした豊富な経験に加え、関連部門を含めた幅広い見識を有するとともに、2019年より取締役常務執行役員を務めており、経営者としての十分な経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	1,800株
5	いり さわ みのる 入澤稔 (1960年6月20日)	<p>1983年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 2012年6月 当社入社 2013年6月 当社硝子繊維部長 2015年6月 当社執行役員 硝子繊維部長 2016年6月 当社執行役員 国際部長 2018年6月 当社常務執行役員 2020年6月 当社取締役 常務執行役員(現任)</p> <p>[自動車機材部、硝子企画部、アグリ・バイオ事業推進室、硝子繊維部 担当]</p> <p>【取締役候補者とした理由】 長年にわたる金融機関における豊富な経験に加え、ガラス事業及び管理部門を主とした幅広い見識を有するとともに、2020年より取締役常務執行役員を務めており、経営者としての十分な経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	3,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
6	まき はた よし ただ 巻 幡 良 忠 (1959年12月11日)	1983年 4月 当社入社 2010年 4月 当社硝子企画部長 2013年 1月 当社経営管理室 2014年 6月 当社硝子企画部長 2016年10月 日本特殊硝子(株)代表取締役社長 2018年 6月 当社購買部長 2019年 4月 当社執行役員 購買部長 2019年 6月 当社執行役員 人事部長 2020年 6月 当社常務執行役員 人事部長 2021年 6月 当社取締役 常務執行役員 (現任) [人事部、キャリア・クリエーション・センター、購買部、硝子販売部、硝子企画部 担当] 【取締役候補者とした理由】 ガラス事業の営業部門・企画部門を主とした豊富な経験に加え、間接部門を含めた幅広い見識を有し、2021年より取締役常務執行役員を務めており経営者としての経験を有しております。この経験を活かし、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して十分な役割を果たせる人材であり、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。	3,800株
7	にし で てつ お 西 出 徹 雄 (1950年 2月22日)	1975年 4月 通商産業省入省 1999年 4月 奈良先端科学技術大学院大学教授 (併任) 2002年 7月 経済産業省中国経済産業局長 2004年 6月 塩ビ工業・環境協会専務理事 2007年 4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科特任教授 2007年 7月 (社)日本化学工業協会専務理事 2011年 4月 (一社)日本化学工業協会専務理事 2016年 6月 (一財)化学研究評価機構理事長 2017年 6月 当社取締役 (現任) 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 西出氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる行政官、大学教授及び業界団体の運営に携わった幅広い経験、見識を有しており、当社のビジネス環境や経営全般に対して、独立的な立場から十分な助言と監督を期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8	鯉沼希朱 (1965年4月19日) (戸籍上の氏名： 長谷川 希朱)	1991年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1991年4月 榊田江尻法律事務所(現あさひ法律事務所)入所(現任) 2007年7月 同事務所パートナー(現任) 2016年1月 森トラスト・ホテルリート投資法人監督役員(現任) 2018年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 あさひ法律事務所 パートナー 森トラスト・ホテルリート投資法人 監督役員 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 鯉沼氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる弁護士として企業法務に関する豊富な経験、見識を有しており、取締役の業務執行に対して、当該知見を活かして専門的な観点から十分な助言と監督を期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
9	河田 正也 (1952年4月20日)	<p>1975年4月 日清紡績(株)(現日清紡ホールディングス(株))入社 2006年6月 同社 執行役員 人事本部長 2007年4月 同社 経理本部副本部長(兼務) 2007年6月 同社 取締役執行役員 2008年4月 同社 事業支援センター副センター長 2009年4月 日清紡ブレーキ(株)代表取締役社長 2010年6月 日清紡ホールディングス(株) 取締役常務執行役員 2011年6月 同社 経営戦略センター副センター長、 新規事業開発本部長(兼務) 日清紡ケミカル(株)代表取締役社長 2012年6月 日清紡ホールディングス(株) 取締役専務執行役員 日清紡メカトロニクス(株)代表取締役社長 2013年6月 日清紡ホールディングス(株) 代表取締役社長 2019年3月 同社 代表取締役会長 2021年6月 当社取締役(現任) 2022年3月 日清紡ホールディングス(株) 取締役会長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日清紡ホールディングス(株)取締役会長 明治ホールディングス(株)社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年にわたる会社経営に携わった豊富な経験、見識を有しており、経営者の視点で、取締役の業務執行に対して、経営全般に関する専門的な観点から十分な助言と監督を期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は西出徹雄、鯉沼希朱、河田正也の三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 西出徹雄、鯉沼希朱及び河田正也の三氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役の独立性及び選任理由
当社の社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する役員であり、取締役会の判断の公正を担保、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担う役員であります。
西出徹雄、鯉沼希朱及び河田正也の三氏は、上記の条件を満たす方であることから、社外取締役候補者いたしました。

社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、具体的には以下の基準に抵触しない人物としております。

- ①当社を主要な取引先とする人物又はその業務執行者
 - ②当社の主要な取引先又はその業務執行者
 - ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家
 - ④当社の主要株主又は主要株主の業務執行者
 - ⑤当社又はその子会社の業務執行者
4. 社外取締役が就任してからの年数
本株主総会終結の時をもって、西出徹雄氏は5年、鯉沼希朱氏は4年、河田正也氏は1年となります。
5. 責任限定契約の内容の概要
西出徹雄氏、鯉沼希朱氏及び河田正也氏は、当社の社外取締役であり、当社は三氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。三氏が取締役を選任され就任した場合、当社は三氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

現在の監査役のうち近藤隆寛氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位及び重要な兼職の状況
村田正徳	監査部長 新任

新任：新任監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
村田正徳 (1964年5月22日) 新任	1988年4月 当社入社 2018年6月 当社監査部長(現任) 【監査役候補者とした理由】 内部監査部門における豊富な経験を有しております。 これらの経験と見識を活かし、取締役の職務執行を適正に監査できると判断し、新たに監査役候補者といたしました。	400株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の内容の概要
村田正徳氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。上記の候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

【ご参考】スキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合には、各取締役及び各監査役の保有するスキル等の組み合わせは以下のとおりとなる予定です。

役位区分	氏名	知識・経験・能力						
		経営	財務・会計	法律・ コンプライアンス	国際	サステナビリティ	営業・ マーケティング	技術・ 研究開発
取締役	清水 正	●	●	●	●			
	前田 一彦	●			●		●	●
	宮内 徹	●	●	●	●			
	久米 孝司	●			●	●		●
	入澤 稔	●			●		●	
	巻幡 良忠	●					●	
	西出 徹雄	●			●	●		●
	鯉沼 希朱			●				
	河田 正也	●	●		●			
監査役	富岡 孝夫					●		●
	村田 正徳		●	●				
	堀 正明					●	●	
	河合 弘行	●		●		●		●
	西村 俊英	●	●					

以上

■ 企業集団の現況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響はワクチン接種の普及に伴い、感染対策と経済社会活動の両立が進んだものの、急激な円安の進行や原燃材料価格の高騰など、依然として厳しい状況が継続しております。

世界経済は、先進国を中心に経済回復の動きが見られておりましたが、半導体をはじめとする部品の供給不足による生産活動の停滞に加え、ロシアによるウクライナ侵攻及びロシアに対する各国政府の経済制裁の影響により、原燃材料価格がより一層高騰するなど、先行きは非常に不透明な状況が続いております。

このような経済環境の下、当社グループは積極的な販売活動を展開いたしました結果、当期の売上高は206,184百万円と、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けておりました前期比8.1%の増加となりました。

損益面につきましては、経営全般にわたる業務の効率化・合理化施策を推進してまいりました結果、経常利益は前期比7,186百万円増加の11,936百万円となり、2022年4月1日に公表いたしました自動車ガラス事業の米国及び欧州子会社の株式譲渡契約締結により、関係会社株式譲渡損失引当金繰入額48,404百万円を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は39,844百万円（前期は1,230百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

以下、事業別に概況をご報告いたします。

〈ガラス事業〉

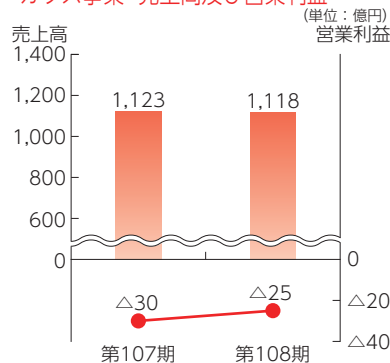
建築用ガラスにつきましては、10月に価格改定を実施しましたが、構造改善の取り組みとして不採算取引等を見直したことにより、損益の改善に寄与したものの、売上高は前期を下回りました。併せて、販売規模に合せて、生産・加工拠点の縮小、集約を進めております。

自動車用ガラスにつきましては、前期は新型コロナウイルス感染症の感染防止の為に各自動車メーカーの生産停止の影響、当期は半導体不足及び東南アジアでの新型コロナウイルス感染症の流行拡大による部品供給の混乱による各自動車メーカーの減産影響を受けました。国内については当期の減産影響が長期間に渡っていることにより売上高は前期を下回りました。海外については当期もコロナ前の水準には戻ってはいないものの、米国のアフターマーケット事業のパーツ品出荷増、欧州市場の回復により、売上高は前期を上回りました。

ガラス繊維につきましては、自動車分野において各自動車メーカーの減産影響は受けたものの、電材分野の出荷が好調に推移し、販売価格も上昇したことから、売上高は前期を上回りました。

以上、ガラス事業の売上高は111,838百万円（前期比0.5%減）となり、損益につきましては2,515百万円の営業損失（前期比504百万円の改善）となりました。

ガラス事業 売上高及び営業利益



〈化成品事業〉

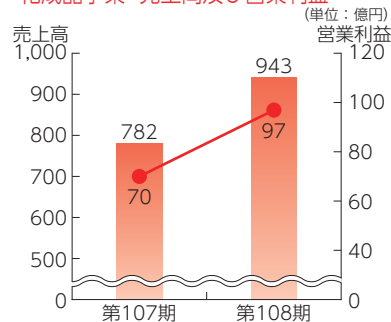
化学品につきましては、主力のハイドロフルオロオレフィン製品が、次世代溶剤の販売が好調に推移し、断熱用発泡剤も国内外で出荷量が増加したことから、売上高は前期を上回りました。

ファインケミカルにつきましては、堅調な半導体需要により、半導体用途の特殊ガス関連製品の出荷が増加したことに加え、電子材料用途以外での特殊ガス製品のスポット需要が発生しました。農薬関連製品、リチウムイオン電池用電解液製品の販売も好調に推移し、前期は新型コロナウイルスの影響を受けた医療品関連製品の販売も回復傾向となり、売上高は前期を上回りました。

肥料につきましては、新規需要獲得による数量増と価格値上げ改定により、売上高は前期を上回りました。

以上、化成品事業の売上高は94,345百万円（前期比20.5%増）となり、損益につきましては9,778百万円の営業利益（前期比2,694百万円の増加）となりました。

化成品事業 売上高及び営業利益



② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、ファインケミカル製品製造設備、化学品製品製造設備などを中心に設備投資を行い、合計で95億円の設備投資を実施いたしました。

■ 当連結会計年度継続中の主要な設備

ファインケミカル製品製造設備	拡充（宇部工場）
化学品製品製造設備	拡充（川崎工場）

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、借入金、社債及び自己資金により賄っております。

なお、当連結会計年度末の有利子負債残高は、前期比8,913百万円減の54,570百万円となりました。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は、2022年3月31日開催の取締役会におきまして、当社の米国連結子会社であるカーレックス ガラスアメリカ, LLC、及び欧州連結子会社であるカーレックス ガラスルクセンブルク S.A.の全ての株式（持分）をアトラスホールディングス LLCが保有する投資ファンドが米国に設立した特別目的会社ACR II ガラスホールディングス Inc.と、オランダに設立した特別目的会社ACR II ガラスホールディング B.V.に譲渡することを決定し、アトラス社と合意いたしました。

なお、2022年5月7日に当該株式譲渡の手続きを完了しております。

⑤ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症による景気への影響が懸念される中、為替や重油の変動、米国と中国の政治並びに景気動向、ウクライナ情勢を始め世界的な地政学的リスクが世界経済に与える影響など懸念材料が依然として残っており、当社グループを取り巻く環境は今後も予断を許さない状況が続くものと思われまます。

当社グループといたしましては、生産販売体制の強化と原価低減の推進など経営全般にわたる効率化を継続して進めるとともに、国内ガラス事業を吸収分割により会社分割、効率化を推進し、研究開発及び技術開発を強化して成長分野へ経営資源を重点的に投入することにより、グループ企業力の強化に努めてまいります。

また、当社は2022年4月1日付「ガラス事業の構造改善について」でお知らせしましたとおり、欧米の自動車ガラス事業を譲渡し、今後のガラス事業は国内の事業改善に集中することにいたしました。

国内ガラス事業におきましては、需要に見合った生産、販売体制の構築による固定費の削減を進めており、高騰する原燃材料の価格転嫁も含めて収益改善施策を実行しております。

しかしながら、当社の国内ガラス事業を自立した利益事業とすることを目指すためには、建築ガラス及び自動車ガラスの各事業部門を一体とし、当該事業部門に係る資本を分割し、収益改善に特化した体制に抜本的に変更する必要があると判断しました。

両部門の一体運営によって発現する相乗効果により、本事業の安定した収益基盤を構築し、当社グループの経営目標の達成を推進することを目的としております。

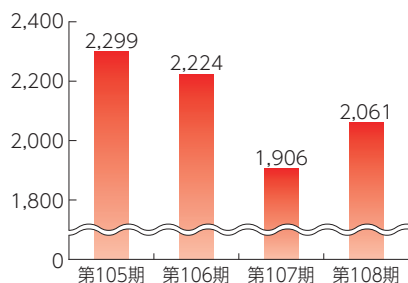
⑥ 財産及び損益の状況

区分		第105期 (2019年3月期)	第106期 (2020年3月期)	第107期 (2021年3月期)	第108期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(億円)	2,299	2,224	1,906	2,061
経常利益	(億円)	111	85	47	119
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(億円)	75	64	12	△398
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	187.23	158.59	30.40	△984.58
純資産	(億円)	1,689	1,643	1,690	1,300
1株当たり純資産額	(円)	4,083.74	3,978.44	4,091.41	3,115.69
総資産 ※	(億円)	3,071	2,964	2,849	2,906

※ 第106期より在外子会社等の収益及び費用の換算方法の変更を行ったため、第105期については、当会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

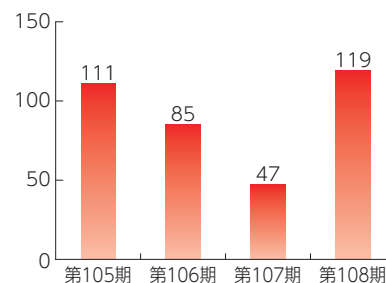
■ 売上高

(単位：億円)



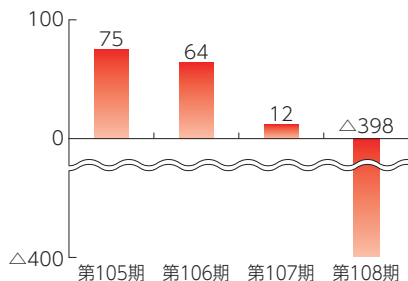
■ 経常利益

(単位：億円)



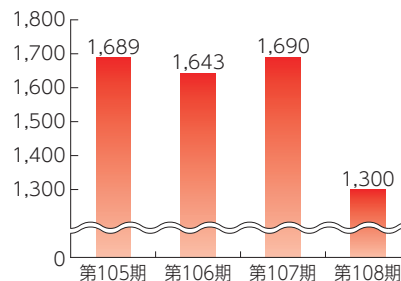
■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



■ 純資産

(単位：億円)



⑦ 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金	当議決権比率	主要な事業内容
セントラル化成(株)	百万円 310	% 100.0	被覆肥料、塩安、化成肥料及びその関連製品の製造、加工、販売
セントラル硝子販売(株)	200	100.0	建築、住宅用ガラスの加工、卸、販売、施工
(株)東商セントラル	30	100.0	各種物資の販売、保険代理業、貨物運送業、包装荷役
セントラルグラスファイバー(株)	375	100.0	ガラス長繊維、ガラス短繊維及びその関連製品の製造、加工、販売
セントラル・サンゴパン(株)	301	65.0	自動車用加工ガラス及びその他ガラス製品の購入、販売、輸出入
セントラル硝子プラントサービス(株)	20	100.0	板ガラスの切断、二次加工、工場施設の保全、装置の製作・修理、木箱、パレットなどの製造・販売
カーレックス ガラスアメリカ, LLC	36,453 千米ドル	100.0	フロートガラスの製造及び自動車用加工ガラスの製造、販売
カーレックス ガラスルクセンブルク S.A.	16,110 千ユーロ	100.0	自動車用加工ガラスの製造、販売
セントラル ガラスチェコス.l.r.o.	20,000 千チェココルナ	100.0	リチウムイオン電池用電解液の製造、販売
浙江中硝康鵬化学有限公司	115,092 千元	60.0	リチウムイオン電池用電解液及びフッ素ケミカルの製造、販売

- (注) 1. 議決権比率欄は、当社保有割合及び子会社が保有する間接保有割合の合計を記載しております。
2. 重要な子会社は、主に総資産の基準により選定しております。

⑧ 主要な事業内容

● ガラス事業

建築用ガラス

フロート板ガラス、型板ガラス、網入板ガラス、熱線反射ガラス、加工ガラス（強化ガラス、耐熱強化ガラス、合わせガラス、複層ガラス、防犯安全合わせガラス、防災ガラス）、鏡、防曇鏡、装飾ガラス

日本国内の建築、住宅産業向けを主として、スタンダードな製品から高性能、特殊用途まで、多様なガラス製品を提供しています。特に安全で安心な住環境と、環境負荷の軽減・省エネルギー化を主眼とした製品の拡充を進めております。

自動車用ガラス

赤外線カットガラス、紫外線カットガラス、アンテナ付ガラス、プライバシーガラス、モジュールガラス、遮音ガラス、熱線付きガラス、ヘッドアップディスプレイ用ガラス、各種安全ガラス

各国の主要な自動車メーカーに安全性、快適性、デザイン性が高く最新の技術動向に対応した高品質で多様な製品を日米欧の生産拠点から提供しております。

ガラス繊維

長繊維、短繊維

長繊維（グラスファイバー）と短繊維（グラスウール）の両分野の製品を提供しています。自動車関連用途、電子材料用途等を中心として、特殊な素材・製品の展開に注力しております。

● 化成品事業

化学品

ハイドロフルオロオレフィン、ポリ塩化アルミニウム、石膏、フッ化水素酸

環境性能に優れた次世代発泡剤、溶剤のハイドロフルオロオレフィン製品等をはじめ、各種産業の基礎材料となる無機・有機化学製品を提供しております。

ファインケミカル

医薬品原薬・中間体、農薬原体・中間体、フッ素系有機・無機薬品、半導体用高純度フッ化物ガス、リチウムイオン電池用電解液

世界の吸入麻酔薬の中心をなす麻酔原薬をはじめ、各種医薬品原薬・中間体、農薬原体・中間体、化粧品原体・中間体、モノマー、当社が世界に先駆けて開発した半導体製造装置用クリーニングガスや半導体回路パターン倒壊防止剤（パターンキーパー）、電池の出力特性向上や長寿命化に高い効果を持つ当社独自添加剤を使用した機能性電解液を提供しており、電気自動車などの大型リチウムイオン電池に使用されています。

肥料

被覆肥料、塩加磷安、NK化成、塩安、有機化成

省力・労力軽減・低コストに貢献する被覆肥料を中心に、主に水稻用肥料を提供しています。

⑨ 主要な事業所（2022年3月31日現在）

(1) 当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	東京都	川崎工場	神奈川県
宇部工場	山口県	化学研究所	埼玉県
松阪工場	三重県	硝子研究所	三重県

(2) 子会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
セントラル化成(株)	東京都	セントラル硝子 プラントサービス(株)	三重県
セントラル硝子販売(株)	東京都	カーレックス ガラス アメリカ, LLC	米国
(株)東商セントラル	東京都	カーレックス ガラス ルクセンブルク S. A.	ルクセンブルク
セントラルグラスファイバー(株)	三重県	セントラル ガラス チェコ s.r.o.	チェコ
セントラル・サンゴバン(株)	東京都	浙江中硝康鵬化学有限公司	中国

⑩ 従業員の状況（2022年3月31日現在）

事業部門	従業員数
ガラス事業	3,410名
化成品事業	2,010名
合計	5,420名

⑪ 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入残高
	億円
(株)みずほ銀行	85
(株)三井住友銀行	76
(株)山口銀行	28
農林中央金庫	24
三井住友信託銀行(株)	22

⑫ その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年5月11日開催の取締役会におきまして、当社が営む板ガラス及び関連製品の製造、加工及び販売事業を当社の完全子会社でありますセントラル硝子プロダクツ株式会社に承継させることとし、同社との間で2023年4月1日（予定）を効力発生日とする吸収分割契約を締結する決議を行いました。

なお、本会社分割は、当社の完全子会社へ事業部門を承継させる簡易吸収分割であります。

■ 会社の現況

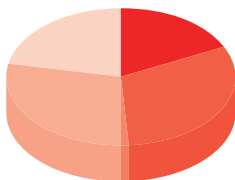
① 株式の状況（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	171,903,980株
(2) 発行済株式の総数	42,975,995株
(3) 株主数	9,665名
(4) 大株主（上位10名）	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	4,369千株	10.79%
(株)シティインデックスイレプンス	3,994	9.86
(株)エスグラントコーポレーション	3,961	9.78
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	2,017	4.98
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	1,860	4.59
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,076	2.66
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	866	2.14
日東紡績(株)	772	1.91
CG協力会社持株会	678	1.68
(株)山口銀行	640	1.58

(注) 1. 当社は、自己株式を2,476,441株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

● 所有者別状況



	持 株 数	持 株 比 率
■ 個人・その他	7,750千株	18.04%
■ 金融機関	13,304	30.96
■ 金融商品取引業者	506	1.18
■ その他の国内法人	12,095	28.14
■ 外国法人等	9,318	21.68

② 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	清水 正	
代表取締役 専務執行役員	前田 一彦	化成品営業部、医療化学品営業部、精密化学品営業部、電子材料営業部、エネルギー材料営業部、化成品事業企画部、安全保障貿易管理委員会 担当
取締役 常務執行役員	久米 孝司	化成品技術企画部、環境安全部、宇部工場、川崎工場、環境・安全推進委員会、サステナビリティ委員会 担当
取締役 常務執行役員	宮内 徹	経営管理室、経理部、情報システム部、独占禁止法遵守推進委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会、サステナビリティ委員会 担当
取締役 常務執行役員	入澤 稔	自動車機材部、硝子企画部、アグリ・バイオ事業推進室、硝子繊維部 担当
取締役 常務執行役員	巻 幡 良 忠	人事部、キャリア・クリエーション・センター、購買部、硝子販売部、硝子企画部 担当
取締役	西出 徹雄	
取締役	鯉沼 希朱	[重要な兼職の状況] 弁護士 あさひ法律事務所 パートナー 森トラスト・ホテルリート投資法人 監督役員
取締役	河田 正也	[重要な兼職の状況] 日清紡ホールディングス(株)取締役会長 明治ホールディングス(株)社外取締役
常勤監査役	近藤 隆寛	
常勤監査役	富岡 孝夫	
監査役	堀 正明	
監査役	河合 弘行	
監査役	西村 俊英	[重要な兼職の状況] 日本コンクリート工業(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役西出徹雄氏、同鯉沼希朱氏及び同河田正也氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役堀正明氏、同河合弘行氏及び同西村俊英氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役西出徹雄、同鯉沼希朱、同河田正也、監査役堀正明、同河合弘行、同西村俊英の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
 4. 常勤監査役近藤隆寛氏は、当社の監査業務および部門長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の地位	氏名	退任日	退任理由
代表取締役	古 俣 武 夫	2021年6月29日	任期満了
取締役	相 澤 益 男	2021年6月29日	任期満了
常勤監査役	西 村 泰 信	2021年6月29日	任期満了
監査役	菊 池 謙	2021年6月29日	任期満了

【ご参考】

当社は執行役員制度を導入しており、2022年3月31日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は以下のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当及び役職
常務執行役員	徳島 傳三	硝子企画部、環境安全部、松阪工場、環境・安全推進委員会 担当
常務執行役員	徳永 敦之	監査部、硝子品質保証室、化成品品質保証室、品質保証統括部（品質保証統括部長）、グループ品質コンプライアンス委員会 担当
常務執行役員	石井 章央	化成品技術企画部、化成品生産技術センター、知的財産部、化学研究所（化学研究所長）、硝子研究所 担当
執行役員	小川 徹	自動車機材部長
執行役員	湯浅 章	セントラル硝子販売(株)取締役社長
執行役員	毛利 勇	宇部工場長
執行役員	七井 秀寿	電子材料営業部長
執行役員	辻岡 章一	エネルギー材料営業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員（取締役兼務者を除く）、子会社の取締役及び監査役、関係会社及び出資先へ派遣された取締役及び監査役であります。

被保険者は、株主代表訴訟に関する保険料を負担しております。

当該保険契約により、株主や第三者等から損害賠償請求された場合において、被保険者が負担することに

なる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約に免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととしております。

(4) 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の金銭報酬の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い答申し、取締役会から委任を受けた代表取締役も基本的にその答申を尊重して報酬等の内容を決定しているため、取締役会は個別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①個人別の報酬等（固定報酬）の額又は算定方法の決定方針

固定報酬は、役職、職責、役割、評価に応じて、外部専門機関による調査データに基づき、当社の事業規模・業種に類似する企業の報酬水準、当社従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

なお、業務執行から独立した立場である、社外取締役及び監査役には、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとする。

②業績指標の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、役職、職責、役割、評価ごとの変動報酬の基本ベース額に業績連動報酬に係る指標の基準として連結経常利益及び一株当たり配当額に対する当該事業年度（前年度）の業績達成度合いに応じて設定する係数により、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

適宜、環境の変化に応じて同委員会の答申を踏まえた見直しを行う。

③固定報酬等、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と事業規模・業種に類似する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は同委員会の答申内容を尊重することを条件に、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定する。

なお、報酬の種類ごとの比率目安は、固定報酬：業績連動報酬＝7：3とする（基準となる業績を100%達成の場合）。

④取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

固定報酬及び変動報酬である業績連動報酬のいずれも、定期同額の金銭報酬にて支給する。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員が具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長執行役員は、当該答申の内容を尊重し決定しなければならないこととする。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	212 (29)	173 (29)	39 (-)	- (-)	11 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	57 (23)	57 (23)	- (-)	- (-)	7 (4)
合 計	269	230	39	-	18

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において月額3,600万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
3. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役は3名）、監査役は5名（うち社外監査役は3名）であります。上記の表には、当期末の末日までに退任した取締役2名及び監査役2名を含んでおります。
4. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結経常利益及び一株当たり配当額であり、その実績は連結経常利益が4,749百万円（2020年度）、一株当たり配当額が75円／年（2020年度）であります。当該指標を選択した理由は、継続的な利益成長と株主還元を実現していくための指標として重視しているからであります。また当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して業績達成度合いに応じて設定する係数を乗じて算定されております。
5. 取締役会は、代表取締役社長執行役員 清水 正氏に対し各取締役の基本報酬及び業績連動報酬についての決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の求められる役割及び達成度について評価を行うには代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会は指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長執行役員は、当該答申の内容を尊重し決定しなければならないこととしております。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係及び独立性

氏名	役員区分	出席状況	主な活動状況及び社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要、重要な兼職先と当社との関係及び独立性
西出徹雄	社外取締役	取締役会 17回/17回 (100%)	<p>・主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>出席した取締役会においては、長年にわたる行政官、大学教授及び業界団体の運営に携わった幅広い経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
			<p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性 記載すべき事項はありません。</p>
鯉沼希朱	社外取締役	取締役会 17回/17回 (100%)	<p>・主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>出席した取締役会においては、長年にわたる弁護士として企業法務に関する豊富な経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
			<p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性 重要な兼職先は(1)取締役及び監査役の状況に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。</p>

氏名	役員区分	出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要、重要な兼職先と当社との関係及び独立性
河田 正也	社外取締役	取締役会 12回/13回 (92%)	<p>・主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>出席した取締役会においては、長年にわたる会社経営に携わった豊富な経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度の内、任期中に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
			<p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性</p> <p>重要な兼職先は(1)取締役及び監査役の状況に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。</p>
堀 正明	社外監査役	取締役会 17回/17回 (100%) 監査役会 15回/15回 (100%)	<p>・主な活動状況</p> <p>出席した取締役会及び監査役会においては、事業法人等において監査役を務め、また長年にわたる業務に携わってこられた豊富な経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p>
			<p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性</p> <p>記載すべき事項はありません。</p>
河合 弘行	社外監査役	取締役会 17回/17回 (100%) 監査役会 15回/15回 (100%)	<p>・主な活動状況</p> <p>出席した取締役会及び監査役会においては、事業法人等において長年にわたる業務・経営に携わってこられた経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p>
			<p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性</p> <p>記載すべき事項はありません。</p>

氏名	役員区分	出席状況	主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要、重要な兼職先と当社との関係及び独立性
西村 俊英	社外監査役	取締役会 12回/13回 (92%) 監査役会 11回/11回 (100%)	<p>・主な活動状況 出席した取締役会及び監査役会においては、太平洋セメント株式会社等において長年にわたる業務、経営に携わってこられた豊富な経験、見識に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。</p> <p>・重要な兼職先と当社との関係及び独立性 重要な兼職先は日本コンクリート工業(株)であり、その他に記載すべき事項はありません。 また、同氏は太平洋セメント株式会社の出身であり、当社と同社との間には取引関係がありますが、その取引金額は2021年度において当社売上原価の0.1%未満であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく同氏は独立性を有すると考えております。</p>

- (注) 1. 社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準は、以下の基準に抵触しない人物としております。
- 当社を主要な取引先とする人物又はその業務執行者
 - 当社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家
 - 当社の主要株主又は主要株主の業務執行者
 - 当社又はその子会社の業務執行者
 - 当社又はその子会社の非業務執行取締役（社外監査役の場合）
- 当社は、上記の全社外役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 社外取締役の河田正也氏及び社外監査役の西村俊英氏は、2021年6月29日開催の第107回定時株主総会において新たに選任されましたため、出席すべき取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。

③ 会計監査人の状況

(1) 名称 八重洲監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等に対する監査役会の同意理由
「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、監査役会は、会計監査人の報酬等の適正性に関し、会計監査人から提示された監査方針・監査計画の内容及び前期との比較、職務遂行状況、前期の報酬等との比較、経理部門との意見交換などに基づき、当社グループの監査環境及び内部統制システムに対するリスク評価等を踏まえた適切な体制及び計画のもとで会計監査を遂行するのにふさわしい報酬であると判断いたしましたので、会計監査報酬に同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者も含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の最大化を目的とし、投資と資金調達用最適化を重視した資本構成を目標としております。利益配分にあたりましては、企業体質の強化を図るため、研究開発や設備投資など将来の事業展開のための内部留保の充実を考慮しつつ、長期的視点に立って業績に見合った安定的な配当を行うことを基本方針としております。

株主様への利益還元につきましては、株主総還元性向に加えDOE（自己資本配当率）を指標として設定しております。

これにより、当事業年度の期末配当金は、1株につき37円50銭とさせていただきます。当事業年度の年間の配当金は、中間配当金37円50銭と合わせて1株当たり75円となります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	140,903	流動負債	113,395
現金及び預金	28,216	支払手形及び買掛金	22,105
受取手形、売掛金及び契約資産	49,000	短期借入金	7,649
商品及び製品	32,518	未払費用	9,475
仕掛品	3,951	未払法人税等	2,007
原材料及び貯蔵品	21,277	契約負債	2,422
その他	6,124	賞与引当金	1,265
貸倒引当金	△ 185	事業構造改善引当金	2,617
		関係会社株式譲渡損失引当金	48,404
		その他	17,445
固定資産	149,792	固定負債	47,237
有形固定資産	101,052	社 債	20,000
建物及び構築物	105,892	長期借入金	17,198
減価償却累計額	△ 77,153	繰延税金負債	247
建物及び構築物（純額）	28,738	特別修繕引当金	3,826
機械装置及び運搬具	227,492	環境対策引当金	38
減価償却累計額	△ 187,597	退職給付に係る負債	5,388
機械装置及び運搬具（純額）	39,894	その他	538
土 地	23,956	負 債 合 計	160,632
建設仮勘定	4,521	純 資 産 の 部	
その他	28,960	株主資本	108,340
減価償却累計額	△ 25,019	資本金	18,168
その他（純額）	3,941	資本剰余金	8,109
無形固定資産	1,317	利益剰余金	88,465
その他	1,317	自己株式	△ 6,402
投資その他の資産	47,423	その他の包括利益累計額	17,744
投資有価証券	38,617	その他有価証券評価差額金	13,725
長期貸付金	51	繰延ヘッジ損益	286
退職給付に係る資産	3,003	為替換算調整勘定	2,863
繰延税金資産	3,733	退職給付に係る調整累計額	868
その他	2,136	非支配株主持分	3,977
貸倒引当金	△ 120	純 資 産 合 計	130,063
資 産 合 計	290,696	負 債 純 資 産 合 計	290,696

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		206,184
売上原価		163,616
売上総利益		42,567
販売費及び一般管理費		35,304
営業利益		7,262
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	834	
持分法による投資利益	899	
為替差益	630	
受取保険金	972	
受取ロイヤリティー	1,048	
その他	2,100	6,523
営業外費用		
支払利息	308	
休止固定資産費用	200	
固定資産廃棄損	553	
災害による損失	301	
その他	485	1,850
経常利益		11,936
特別利益		
固定資産売却益	1,164	
投資有価証券売却益	2,627	
事業譲渡益	326	4,118
特別損失		
減損損失	14	
投資有価証券売却損	9	
投資有価証券評価損	11	
事業構造改善費用	6,245	
関係会社株式譲渡損失引当金繰入額	48,404	54,685
税金等調整前当期純損失		38,630
法人税、住民税及び事業税	3,022	
法人税等調整額	△2,528	494
当期純損失		39,124
非支配株主に帰属する当期純利益		719
親会社株主に帰属する当期純損失		39,844

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,168	8,109	131,205	△ 6,401	151,082
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△ 40		△ 40
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	18,168	8,109	131,165	△ 6,401	151,042
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 3,035		△ 3,035
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			△ 39,844		△ 39,844
連 結 範 囲 の 変 動			179		179
自 己 株 式 の 取 得				△ 1	△ 1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 42,700	△ 1	△ 42,701
当 期 末 残 高	18,168	8,109	88,465	△ 6,402	108,340

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	16,859	156	△ 3,404	878	14,491	3,509	169,083	
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額							△ 40	
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	16,859	156	△ 3,404	878	14,491	3,509	169,043	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△ 3,035	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失							△ 39,844	
連 結 範 囲 の 変 動							179	
自 己 株 式 の 取 得							△ 1	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 3,134	130	6,268	△ 10	3,253	468	3,721	
当 期 変 動 額 合 計	△ 3,134	130	6,268	△ 10	3,253	468	△ 38,980	
当 期 末 残 高	13,725	286	2,863	868	17,744	3,977	130,063	

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	91,192	流動負債	54,202
現金及び預金	16,248	支払手形	1,819
受取手形	1,140	買掛金	9,020
売掛金	26,667	短期借入金	17,131
商品及び製品	19,081	未払金	3,247
仕掛品	1,296	未払費用	7,377
原材料及び貯蔵品	11,084	契約負債	300
前払費用	165	未払法人税等	1,606
短期貸付金	18,742	預り金	1,147
未収入金	5,591	賞与引当金	724
その他	690	事業構造改善引当金	2,453
貸倒引当金	△ 9,518	その他	9,372
固定資産	120,476	固定負債	46,095
有形固定資産	60,025	社 債	20,000
建 物	55,777	長期借入金	17,198
減価償却累計額	△ 43,825	退職給付引当金	5,409
建物（純額）	11,952	特別修繕引当金	3,444
構築物	20,313	環境対策引当金	38
減価償却累計額	△ 15,362	その他	4
構築物（純額）	4,950		
機械及び装置	133,546	負 債 合 計	100,297
減価償却累計額	△ 118,702	純 資 産 の 部	
機械及び装置（純額）	14,844	株主資本	97,360
車両運搬具	447	資本金	18,168
減価償却累計額	△ 422	資本剰余金	8,075
車両運搬具（純額）	25	資本準備金	8,075
工具、器具及び備品	17,945	利益剰余金	77,486
減価償却累計額	△ 15,802	利益準備金	2,430
工具、器具及び備品（純額）	2,142	その他利益剰余金	75,056
土 地	23,037	特別償却積立金	284
建設仮勘定	3,071	固定資産圧縮積立金	1,087
無形固定資産	751	別途積立金	62,850
ソフトウェア	493	繰越利益剰余金	10,834
その他	257	自己株式	△ 6,369
投資その他の資産	59,699	評価・換算差額等	14,010
投資有価証券	27,117	その他有価証券評価差額金	13,724
関係会社株式	24,010	繰延ヘッジ損益	286
長期貸付金	1,415	純 資 産 合 計	111,371
長期前払費用	237	負 債 純 資 産 合 計	211,668
繰延税金資産	2,917		
その他	4,061		
貸倒引当金	△ 59		
資 産 合 計	211,668		

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		88,291
売上原価		67,030
売上総利益		21,260
販売費及び一般管理費		15,501
営業利益		5,759
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,944	
その他	5,933	7,877
営業外費用		
支払利息	336	
その他	1,014	1,351
経常利益		12,285
特別利益		
固定資産売却益	482	
投資有価証券売却益	2,492	
関係会社株式売却益	124	3,098
特別損失		
減損損失	10	
関係会社株式評価損	41,753	
関係会社株式売却損	9	
事業構造改善費用	6,214	
貸倒引当金繰入額	9,515	57,502
税引前当期純損失		42,118
法人税、住民税及び事業税	1,937	
法人税等調整額	△ 2,935	△ 997
当期純損失		41,121

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									株主資本計 合
	資本金	資 利 余 金	利 益 剰 余 金						自己株式	
			資 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
					特別償却 積立金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	18,168	8,075	2,430	227	1,154	62,850	55,012	121,674	△ 6,368	141,550
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額							△ 29	△ 29		△ 29
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	18,168	8,075	2,430	227	1,154	62,850	54,982	121,644	△ 6,368	141,520
当 期 変 動 額										
特別償却積立金の積立				116			△ 116	—		—
特別償却積立金の取崩				△ 60			60	—		—
固定資産圧縮積立金の積立					13		△ 13	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 80		80	—		—
剰 余 金 の 配 当							△ 3,037	△ 3,037		△ 3,037
当 期 純 損 失							△ 41,121	△ 41,121		△ 41,121
自 己 株 式 の 取 得									△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	56	△ 67	—	△ 44,147	△ 44,158	△ 1	△ 44,160
当 期 末 残 高	18,168	8,075	2,430	284	1,087	62,850	10,834	77,486	△ 6,369	97,360

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	16,860	156	17,017	158,567
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				△ 29
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	16,860	156	17,017	158,537
当 期 変 動 額				
特別償却積立金の積立				—
特別償却積立金の取崩				—
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰 余 金 の 配 当				△ 3,037
当 期 純 損 失				△ 41,121
自 己 株 式 の 取 得				△ 1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 3,136	130	△ 3,006	△ 3,006
当 期 変 動 額 合 計	△ 3,136	130	△ 3,006	△ 47,166
当 期 末 残 高	13,724	286	14,010	111,371

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

セントラル硝子株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区
代表社員 公認会計士 齋藤 勉
業務執行社員
代表社員 公認会計士 渡邊 考志
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 西山 香織

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラル硝子株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラル硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

セントラル硝子株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区
代表社員 公認会計士 齋藤 勉
業務執行社員
代表社員 公認会計士 渡邊 考志
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 西山 香織

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラル硝子株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営

者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2021年4月1日から2022年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計審規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

セントラル硝子株式会社 監査役会
常勤監査役 近藤 隆 寛 ㊞
常勤監査役 冨岡 孝 夫 ㊞
社外監査役 堀 正 明 ㊞
社外監査役 河合 弘 行 ㊞
社外監査役 西村 俊 英 ㊞

以 上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会の議決権：毎年3月31日 期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
公告方法	電子公告の方法により行います。 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

○住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

○未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

